

## 農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱

制定 平成30年3月30日29産労農振第2309号

改正 平成31年2月28日30産労農振第2391号

改正 令和2年3月31日31産労農振第2426号

### 第1 趣旨

東京都は、農地の創出・再生支援事業実施要綱(平成30年3月30日付29産労農振第2307号。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第2 事業の内容、実施期間、事業費及び補助率

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容、実施期間、補助率及び補助限度額については、別表に定めるとおりとする。
- 2 補助額は、1の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 本事業において、「総事業費」とは補助事業全体の税込みの経費、「補助対象経費」とは総事業費のうち、補助対象となるものの経費とする。

### 第3 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付を受けようとする区市町村長(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 申請者は、1の規定による申請書を提出するに当たって、農業者等(以下「間接補助事業者」という。)において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りではない。

### 第4 補助金の交付決定

- 1 知事は、第3の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、申請者に別記様式第2号により通知する。
- 2 知事は、1の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

### 第5 申請の撤回

第4の1の通知を受け取った者が、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

### 第6 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交

付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

#### 第7 申請事項の変更

- 1 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 農業者等（間接補助事業者）の変更
  - (2) 事業実施場所の変更
  - (3) 補助対象経費又は事業量の30%を越える変更
  - (4) その他知事が特に必要と認める場合
- 2 知事は、1の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して、1の(1)から(4)の変更内容を承認し、(3)の場合は第4の2の交付決定を変更することができる。

#### 第8 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、別記様式第5号により、事業の中止又は廃止の承認を通知する。

#### 第9 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第6号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

#### 第10 実施状況報告書の提出

- 1 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、事業実施状況報告書（別記様式第7号）を作成し、当該年度の1月末までに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1に定めるもののほか、特に必要と認める場合、補助事業者から関係書類等を提出させることができる。

#### 第11 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が1の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

#### 第12 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第8号）を速やかに知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。
- 2 第3の2のただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たっ

て、第3の2のただし書に該当した間接補助事業者について当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第3の2のただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した間接補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令（別記様式第10号）を受けてこれを返還しなければならない。

### 第13 額の確定

知事は、第12の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第11号により補助事業者に通知する。

### 第14 是正措置

知事は、第13の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。

### 第15 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第13の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、1の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、別記様式第12号による補助金請求書（概算払による場合は、別記様式第13号）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第13の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書（別記様式第14号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

### 第16 決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) その他補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は第13の規定により、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

### 第17 補助金の返還

- 1 知事は、第6又は第16の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

## 第18 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第16の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

## 第19 違約加算金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第18の1の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第18の1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

## 第20 延滞金の計算

第18の2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

## 第21 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

## 第22 財産処分の制限

- 1 補助事業者は、補助事業により効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業等の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により効用が増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、整備台帳(別記様式第15号)及びその他関係書類を処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 2の処分制限期間は、創出支援においては8年、再生支援においては5年とする。
- 4 補助事業者は、補助事業により効用を増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)第24条に基づき、別記様式第16号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 5 4において、都は「補助金等交付施設の財産処分承認基準」(平成23年6月1日付23財主財第

38号)に基づき、承認事務及び補助金の返還事務を行うこととする。

#### 第23 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後、創出支援は8年間、再生支援は5年間保管しなければならない。

#### 第24 その他

補助事業者は、間接補助事業者に対し間接補助金を交付するときは、知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。

附 則（平成30年3月30日29産労農振第2309号）  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月28日30産労農振第2391号）  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日31産労農振第2426号）  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

事業の内容	実施期間	補助率及び補助対象経費	備考
<p>1 創出支援</p> <p>宅地等を農地に転換するための整備に必要な次の工事</p> <p>(1) 建物等解体処分費用の一部（基礎、舗装版の撤去）</p> <p>(2) 除礫、深耕、客土等（土壌改良を含む。）</p> <p>(3) その他農地利用の創出に必要な整備</p>	<p>当該年度の3月31日までの工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率は補助対象経費の2分の1以内</li> <li>・ただし、補助金は10a当たり500万円を限度とする。</li> </ul>	<p>補助上限額の算出に当たっては、0.01a（1㎡）未満は切り捨てる。</p>
<p>2 再生支援</p> <p>遊休・低利用農地を再生して農業生産活動を行うための農地整備に必要な次の工事</p> <p>(1) 樹木の伐採・抜根などの障害物除去（処分を含む。）、深耕、整地</p> <p>(2) 再生支援事業実施地区の特性に即した遊休農地の利活用を図る上で必要な工事</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率は補助対象経費の2分の1以内（認定新規就農者は3分の2以内）</li> <li>・補助金は10a当たり60万円（認定新規就農者は10a当たり80万円）を限度とする。</li> <li>・ただし、樹木等の廃棄物を自己の敷地内等で減量化を図る場合は、10a当たり45万円（認定新規就農者は10a当たり60万円）を限度とする。</li> </ul>	

別記様式第1号（第3関係）

（番 号）  
（年 月 日）

東京都知事 殿

（区 市 町 村 長）

（氏名）

印

年度農地の創出・再生支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱第3の1の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

事業の内容		工期		経費の配分					備考
創出・再生		着工 予定 年月日	竣工 予定 年月日	総事業費	補助対象経費 (A)+(B)+(C)	負担区分			設置場所  再生支援 の場合、認 定農業者、 認定新規 就農者、特 認の記載
内容	事業 面積					都 (A)	区市町村 (B)	その他 (C)	
	a			円	円	円	円	円	
合計									

(注1) 事業の内容の欄は、創出支援か再生支援かいずれかに○をつける。

(注2) 内容の欄は、農業者ごとに実施内容を記入する。

(注3) 備考欄に、補助対象経費が税込みか税抜きかを記入する。



### 3 収支予算

#### (1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
都 補 助 金	円	円	円	円	
区市町村費等					
計					

#### (2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
農地の創出・再生 支援事業費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日                      年    月    日

#### 5 添付書類

- (1) 全体図(区市町村の中で、事業箇所を示したもの)、位置図(地区の中で事業箇所を示したもの)、案内図(住宅地図程度の中で事業箇所を示したもの)、工事図面
- (2) 区市町村の補助金の交付に関する規程
- (3) 写真：事業対象農地の現況写真を添付し、撮影位置及びその状況を簡潔に記載
- (4) 実施設計書、見積書の写し

年 月 日付 第 号で補助金の交付申請のあった 年度農地の創出・再生支援事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により 年度補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事 印

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等  
補助事業の内容等は、年 月 日付 第 号による申請書のとおりとする。

第3 補助率等  
補助事業に要する経費、補助金の額、補助率は、次のとおりとする。

総事業費	補助対象経費	補助金	補助率
円	円	円	補助対象経費の2分の1以内 (再生支援の認定新規就農者は3分の2以内)

第4 申請の撤回

この交付決定書を受け取った者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、当該通知書受領日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第5 事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

## 第6 申請事項の変更

- 1 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業変更承認申請書（農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱（平成30年3月30日付29産労農振第2309号。以下「交付要綱」という。）別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - （1）農業者等（間接補助事業者）の変更
  - （2）事業実施場所の変更
  - （3）補助対象経費又は事業量の30%を超える変更
  - （4）その他知事が特に必要と認める場合
- 2 知事は、1の申請があった場合において、その申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

## 第7 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、交付要綱別記様式第5号により、事業の中止又は廃止の承認を通知する。

## 第8 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第6号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

## 第9 事業実施状況報告

- 1 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、事業実施状況報告書（交付要綱別記様式第7号）を作成し、当該年度の1月末までに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1に定めるもののほか、特に必要と認める場合、補助事業者から関係書類等を提出させることができる。

## 第10 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が、1の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

## 第11 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（交付要綱別記様式第8号）を知事に提出

しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

- 2 交付要綱第3の2のただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、第3の2のただし書に該当した間接補助事業者について当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 交付要綱第3の2のただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱別記様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令（交付要綱別記様式第10号）を受けてこれを返還しなければならない。

## 第12 補助金の額の確定

知事は、第11の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が、この交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付要綱別記様式第11号により補助事業者に通知する。

## 第13 是正措置

知事は、第12の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

## 第14 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第12の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、1の規定により補助金の請求をしようとするときは、交付要綱別記様式第12号による補助金請求書（概算払による場合は、交付要綱別記様式第13号による補助金概算払請求書）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者が補助金を受領したときは、受領した補助金の額にこれに対応する補助事業者負担を加え、遅滞なく間接補助事業者に支出しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第12の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書（交付要綱別記様式第14号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

## 第15 決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - （2）補助金を他の用途に使用したとき。
  - （3）その他補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は第12の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があ

るものとする。

#### 第16 補助金の返還

- 1 知事は、第7又は第15の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

#### 第17 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第15の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。

#### 第18 違約加算金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第17の1の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- 2 第17の1の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### 第19 延滞金の計算

第17の2の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 第20 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

## 第21 財産処分の制限

- 1 補助事業者は、補助事業により効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業等の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により効用が増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、整備台帳（交付要綱別記様式第 15 号）及びその他関係書類を処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 2 の処分制限期間は、創出支援においては 8 年、再生支援においては 5 年とする。
- 4 補助事業者は、補助事業により効用を増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）第 24 条に基づき、交付要綱別記様式第 16 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 5 4 において、「補助金等交付施設の財産処分承認基準」（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）に基づき、承認事務及び補助金の返還事務を行うこととする。

## 第22 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後、創出支援は 8 年間、再生支援は 5 年間保管しなければならない。

## 第23 その他

補助事業者は、間接補助事業者に対し、間接補助金を交付するときは知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。

（番 号）  
年 月 日

東京都知事 殿

（区 市 町 村 長）

（氏名）

印

年度農地の創出・再生支援事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった 年度農地の創出・再生支援事業について、農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱第7の1の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認及び補助金 円の追加(減額)交付を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

※補助金の金額は、追加又は減額する金額（増減額）を記載する。

1 事業の目的

( )

2 事業計画

事業の内容		工期		経費の配分					備考 設置場所 再生支援 の場合、認 定農業者、 認定新規 就農者、特 認の記載
創出・再生		着工 予定 年月日	竣工 予定 年月日	総事業費	補助対象経費 (A)+(B)+(C)	負担区分			
内容	事業 面積					都 (A)	区市町村 (B)	その他 (C)	
	a			円	円	円	円	円	
合計									

(注1) 変更がある箇所を二段書きで、変更前を上段に( )書きし、下段に変更後を記載する。

変更後のわかりにくい箇所は、さらに下線をつけて強調する。

(注2) 内容の欄は、農業者ごとに実施内容を記入する。

(注3) 備考欄に、補助対象経費が税込みか税抜きかを記入する。



### 3 収支予算

#### (1) 収入の部

区 分	変更後予算額	変更前予算額	比較増減		備 考
			増	減	
都 補 助 金	円	円	円	円	
区市町村費等					
計					

#### (2) 支出の部

区 分	変更後予算額	変更前予算額	比較増減		備 考
			増	減	
農地の創出・再生 支援事業費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日 ( 年 月 日 )  
年 月 日

#### 5 添付書類

以下のうち、変更があるものを提出する。変更後のわかりにくい箇所は、さらに下線、色をつけて強調する。

- (1) 全体図(区市町村の中で、事業箇所を示したもの)、位置図(地区の中で事業箇所を示したもの)、案内図(住宅地図程度の中で事業箇所を示したもの)、工事図面
- (2) 区市町村の補助金の交付に関する規程
- (3) 写真：事業対象農地の現況写真を添付し、撮影位置及びその状況を簡潔に記載
- (4) 実施設計書

別記様式第4号（第8関係）

（番 号）  
年 月 日

東京都知事 殿

（区 市 町 村 長）

（氏名）

印

年度農地の創出・再生支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった 年度農地の創出・再生支援事業について、農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱第8の1の規定に基づき、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されたく申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現状
- 3 今後の対応

別記様式5（第8関係）

（ 番 号 ）  
年 月 日

（ 区 市 町 村 長 ） 殿

東京都知事 （ 氏 名 ） 印

年度農地の創出・再生支援事業の中止（廃止）の承認について

年 月 日付 第 号による 年度農地の創出・再生支援事業の中止（廃止）承認申請については、申請のとおり承認し、農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱第6の規定に基づき、年 月 日付 第 号による交付決定額の全部（又は一部）金円を取り消したので、同交付要綱第8の2の規定により通知する。

（番 号）  
年 月 日

東京都知事 殿

（区 市 町 村 長）

（氏名）

印

年度農地の創出・再生支援事業事故報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

1 事故の内容

2 事故発生前における補助事業の状況

支援内容	交付決定額	月 日現在の 支 出 額		残 高		支出予定額	
		補助対象 経 費	補助金額	補助対象 経 費	補助金額	補助対象 経 費	補助金額
	円	円	円	円	円	円	円
計							
事業遂行不能の場合の不用額		円					

3 今後の対応

（番 号）  
年 月 日

東京都知事 殿

（区 市 町 村 長）

（氏名）

印

年度農地の創出・再生支援事業実施状況報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった農地の創出・再生支援事業について、農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、年12月末日現在の事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

支援 内容	交付決定時 (A)		12月31日現在 (B)			(A) - (B)	
	事業量	総事業費	事業量	総事業費	進捗率	事業量	総事業費
		円		円	%		円

事業完了予定年月日

年 月 日

別記様式第8号（第12関係）

（番 号）  
年 月 日

東京都知事 殿

（区 市 町 村 長）

（氏名）

印

年度農地の創出・再生支援事業実績報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、  
下記のとおり事業を実施したので、農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 事業の効果

2 事業実績

事業の内容		工期		経費の配分					備考 設置場所 再生支援 の場合、認 定農業者、 認定新規 就農者、特 認の記載
創出・再生		着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	補助対象経費 (A)+(B)+(C)	負担区分			
内容	事業 面積					都 (A)	区市町村 (B)	その他 (C)	
	a			円	円	円	円	円	
合計									

(注1) 内容の欄は、農業者ごとに実施内容を記入する。

(注2) 備考欄に、補助対象経費が税込みか税抜きかを記入する。

### 3 収支予算

#### (1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
都 補 助 金	円	円	円	円	
区市町村費等					
計					

#### (2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
農地の創出・再生 支援事業費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了年月日                      年    月    日

#### 5 添付書類

- (1) 出来高設計書、領収書、請求書等の写し
- (2) 区市町村の補助金の交付に関する規程(変更があった場合のみ)
- (3) 写真：事業実施前、事業完了後、整備の作業工程ごとに撮影し、作業経緯が分かるような枚数の写真を添付し、その状況を簡潔に記載
- (4) 整備台帳(別紙様式第15号)



（番 号）  
年 月 日

東京都知事 殿

（区 市 町 村 長）

（氏名）

印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付の決定の通知のあった 年度農地の  
創出・再生支援事業費補助金について、農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱第12の3の規定  
に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 農地の創出・再生支援事業費補助金の額の確定額<br>（ 年 月 日付 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                       | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額             | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額  | 金 | 円 |

別記様式10（第12関係）

（ 番 号 ）  
年 月 日

（ 区 市 町 村 長 ） 殿

東京都知事 （ 氏 名 ） 印

年度 農地の創出・再生支援事業費補助金に係る  
消費税等相当額の返還について

年 月 日付 第 号をもって報告のあったこのことについては、農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱第12の3の規定に基づき、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額に係る東京都補助金相当金 円の返還を命ずる。

なお、返還期限は、この通知の日から 日とする。

別記様式第11号（第13関係）

（番 号）

（区 市 町 村 名）

年度農地の創出・再生支援事業費補助金の額の確定について

年 月 日付 第 号をもって交付決定した 年度農地の創出・再生支援事業  
に対する補助金については、年 月 日付 第 号をもって提出された実績報告書を審  
査した結果、農地の創出・再生支援事業の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認  
められるので、その額を 円に確定する。

年 月 日

東京都知事

印

東 京 都 知 事 殿

(区 市 町 村 長)

(氏名)

印

年度農地の創出・再生支援事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号をもって補助金の額の確定の通知のあった 年度農地の創出・再生支援事業費補助金について、農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱第15の2の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

支援別	支援内容	補 助 金	備 考
創出 ・ 再生		円	
	合 計		

※支援別は、創出支援か再生支援に○をつけること。



別記様式第14号（第15関係）

（番 号）  
年 月 日

東京都知事 殿

（区 市 町 村 長）

（氏名）

印

年度農地の創出・再生支援事業費補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補助金について、農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱第15の3の規定に基づき、下記により精算します。

記

概算払高	支払高	戻入高	繰越高	備考
円	円	円	円	

# 整備台帳

区市町村名

事業実施年度					支援別	創出 ・ 再生				事業名	農地の創出・再生支援事業				
事業の内容			工期		経費の配分（円）					利用権	処分制限期間		処分の状況		摘要
農業者等名 ・ 施行場所	整備 面積 (a)	整備内容	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	補助対象 経費	負担区分			設定期間 始期 ・ 終期	耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
							都補助金	区市町村 費	その他						
合 計															

- 注) 1 支援別は、創出支援か再生支援に○をつけること。  
 2 整備面積は、単位aで、小数点以下2桁まで記載すること。  
 3 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 4 耐用年数は、創出支援で8年、再生支援で5年とすること。  
 5 処分の内容欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。  
 6 摘要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補給金返還額を記入すること。

東京都知事 殿

（区 市 町 村 長）

（氏名）

印

年度農地の創出・再生支援事業により効用の増加した財産の処分承認申請書

年度農地の創出・再生支援事業により効用の増加した財産について、農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱第22の4の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

- 1 処分の理由
  
- 2 処分の対象となる農地等
  - (1) 農業者等名
  - (2) 対象農地の地番、面積
  - (3) 事業費・補助金額・補助率
  - (4) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数
  - (5) 現況図面又は写真(添付)
  
- 3 処分の方法
  
- 4 取扱いに関する要件の適合について
  
- 5 納付金額(予定額)